

大分県農業成長産業化推進本部設置要領

(趣 旨)

第1条 農業の成長産業化に向けて、担い手の育成・確保対策や労働力不足への対応、農地など地域資源の活用・収益化や地域の共同活動の強化といった中山間地域農業の活性化対策等の待ったなしの重要課題について、市町や関係団体、県が一体となって課題解決に向けての必要なシステムづくり等を行うため、「大分県農業成長産業化推進本部」(以下、「推進本部」という。)を設置する。

(組 織)

第2条 推進本部は別表に掲げるものをもって構成する。

- 2 推進本部に本部長を置き、大分県農林水産部長をもって充てる。
- 3 推進本部の本部員は、原則として市町は副市町長、農業団体はその長をもって充てる。
- 4 推進本部は、本部長が必要と認めるときは本部員以外の参加を求めることができる。

(運 営)

第3条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 推進本部の事務局は、大分県農林水産部農業成長産業化推進班に置く。
- 3 推進本部は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 重要課題や広域的な課題に対する方向性の確認や対応方針の決定
 - (2) 前項にかかる取組項目や「大分県農林水産業振興計画」等の各種計画の進捗状況確認
 - (3) 「市町農業成長産業化推進本部」との情報共有
 - (4) その他、変化に即応するための情報収集、対応策等の検討

(その他)

第4条 この設置要領に定めない事項については、推進本部に諮り本部長が決定する。

(附則)

この要領は、令和7年2月6日から施行する。

(別表)

大分県農業成長産業化推進本部員

| 関係機関・団体名 |
|-------------------|
| 大分市 |
| 別府市 |
| 中津市 |
| 日田市 |
| 佐伯市 |
| 臼杵市 |
| 津久見市 |
| 竹田市 |
| 豊後高田市 |
| 杵築市 |
| 宇佐市 |
| 豊後大野市 |
| 由布市 |
| 国東市 |
| 日出町 |
| 九重町 |
| 玖珠町 |
| 大分県農業協同組合中央会 |
| 全国農業協同組合連合会大分県本部 |
| 大分県農業協同組合 |
| べっぷ日出農業協同組合 |
| 大分大山町農業協同組合 |
| 下郷農業協同組合 |
| 大分県酪農業協同組合 |
| 公益社団法人大分県畜産協会 |
| 大分県土地改良事業団体連合会 |
| 公益社団法人大分県農業農村振興公社 |
| 一般社団法人大分県農業会議 |
| 大分県 |